d　最大離陸重量が8.618kgを超えるプロペラ飛行機であつて、最初の耐空証明等が2028年1月1日以後になされたもの（cに掲げる航空機を除く。）

	二酸化炭素数値 （単位　kg／km）
最大離陸重量が60,000kg以下の航空機	$10\ (-2.57535 + (0.609766 \times \log_{10}W) + (-0.0191302 \times (\log_{10}W)^{2}))$ 以下であること。
最大離陸重量が60,000kgを超え70,107kg以下の航空機	0.797以下であること。
最大離陸重量が70,107kgを超える航空機	$10\ (-1.39353 + (-0.020517 \times \log_{10}W) + (0.0593831 \times (\log_{10}W)^{2}))$ 以下であること。

備考

1　二酸化炭素の数値は、国際民間航空条約の附属書16に定める方法により測定し計算されたものとする。

2　Wは、当該航空機の最大離陸重量（単位　kg）とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の航空法施行規則第十八号様式による装備品基準適合証（次項において「旧装備品基準適合証」という。）は、この省令による改正後の航空法施行規則（次条において「新規則」という。）第十八号様式による装備品基準適合証（同項において「新装備品基準適合証」という。）とみなす。

2　旧装備品基準適合証を有する者は、当該旧装備品基準適合証と引換えに、新装備品基準適合証の交付を受けることができる。

第三条　この省令の施行前にした申請に係る国土交通大臣の権限であって新規則第二百四十条の規定により新たに地方航空局長に行わせることとなったものについては、同条の規定にかかわらず、なお国土交通大臣が行う。

○国土交通省令第三十二号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十六条の規定に基づき、道路法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

国土交通大臣　石井　啓一

道路法施行規則の一部を改正する省令

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電線の占用の場所）	（地下に設ける電線の頂部と路面との距離）
第四条の四の二　道路の新設、改築又は修繕に関する事業、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施されている区域において電線を地上に設ける場合における令第十一条の二第二項において準用する令第十一条第一項第一号に規定する公益上やむを得ないと認められる場所は、当該事業の実施と併せて当該電線を道路の地下に埋設することが当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所に限るものとする。	（新設）
2・3　（略）	**第四条の四の二**　（略） 2・3　（略）
4　（略）	